

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年12月27日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから12月27日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問がある方は手を挙げてください。タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽原発の件でお伺いします。21年の1月にテロ対策不備が発覚して、3年近く追加検査が終わって、命令の解除に時間がかかりましたけれども、このように時間がかかった要因については、委員長はどのように見ていらっしゃいますか。

○山中委員長 核物質防護の追加検査については、慎重の上に慎重を重ねて、十分時間をかけて検査を行ってまいりました。時間はかかりましたけれども、今回、検査区分を4から1に戻すという、そういう検査結果は適切なものであったというふうに考えておりますし、十分委員会でも議論をする時間があつたかなというふうに思っています。

○記者 すみません。時間がかかった要因については、どのように見えていますか。

○山中委員長 これはもう慎重に検査をしたということと、これはフェーズⅠからフェーズⅢまで検査がかかったというのは、やはり東京電力の対応について、最後まで難しいところがあった、不十分なところがあったというふうに考えております。

○記者 ありがとうございます。

対応区分を変更した上で、また今後の検査でも重点項目を設けた上で今後見ていくと、委員長、先日の会見で、規制が介入する段階は過ぎたということだったのですけれども、何か対応区分を変更する、要は自律的な改善ができる状態にあるということと、これからも重点項目を設けて、規制検査で見ていくという、何かあまりそぐわないような気がするのですが、ちょっとそこを詳しく御説明いただけますか。

○山中委員長 判断としては、対応区分を1に戻す。自律的な改善ができる状態にあるという判断には、変わりはありません。

ただ、基本検査、日常行われる検査の中で見るべき項目として三つ、今日、項目を挙げさせていただいたということで、通常の検査を行うという意味では、全く他の事業者と変わらない状態になったということでございます。

○記者 ほかの事業者と変わりがない状況ということですが、東電は原子力事業者として、ほかの関電さんとか、ほかの電力会社さんとかと同じ対応区分1に戻りました

けれども、ほかの電力会社さんと同じ水準であると、委員長はお考えでいらっしゃいますか。

○山中委員長 これはもう前回の会見でもお話をしましたけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故を起こした会社であるという意味において、特別な会社であるというふうに委員会としては受け止めておりますし、今回の重大な核物質防護の違反を受けて、日常検査の中でも、三つの項目は重点的に見ていきたいと思いますという、そういう判断をしたわけでございます。

○記者 分かりました。

適格性のことについても伺いたいのですけれども、適格性については、これからも継続的に確認ということはされていかれるのでしょうか。

○山中委員長 もちろん保安規定の中に、適格性に関係する基本姿勢の七つの項目というのが入っておりますので、当然、日常の検査の中で見ていくことになろうかと思えます。

○記者 今回のように、特別に確認をしていくということではなくてということでしょうか。

○山中委員長 今回、平成29年の12月に許可を出すという判断に至ったその時点から、当然通常の検査の中では、保安規定に定められた項目というのは、監視をしてきたわけでございますけれども、6年たって、改めて基本姿勢について、重点的にこれまで見たことがなかったので、改めて集中的に見てみましょうということになったので、それを検査したということでございます。これからこういうようなことを何度もするということは、今のところは考えておりません。

○記者 分かりました。

適格性の再確認については、法的な権限が及ぶ範囲で行われたと思うのですけれども、その適格性という言葉そのものがちょっと曖昧だというような指摘が伴委員からも上がっておりますけれども、その適格性というものを見た場合に、今の法的な範囲の部分で十分に委員長は確認できたとお考えでしょうか。それとも、法的な範囲内ではないけれども、こういったことも確認していく必要があったのかなとか、そういったところがあれば教えてください。

○山中委員長 七つの約束が保安規定の中に盛り込まれたということは、規制が介入できる項目であるということでございますので、今回はその項目について何か問題がないかどうかということについて、集中的にこの数か月、検査をしたということでございます。特に安全に関わる重要な部分について、きっちりと見られたというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。はい、フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

先週の東京電力の小早川社長との意見交換の中で、山中委員長がおっしゃっていたのが、今日 27 日いかなる判断になろうとも、規制委員会が東京電力にお墨つきを与えるというものではないと、そういうことは肝に銘じてという発言がありましたが、いざ今回の区分変更という判断を終えて、そのお墨つきというところの考え方、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 基本的に安全あるいはセキュリティに対する一義的な責任というのは事業者にとって、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえると、継続的に安全性あるいはセキュリティの向上を図っていくのは、事業者の責任であるというふうに思っておりますし、お墨つきを与えたというつもりはございません。

○記者 確認ですけど、今日の命令解除が規制委員会から東京電力へのお墨つきではないということですか。

○山中委員長 そのとおりです。先週の社長への発言というのは変わりません。

○記者 分かりました。

あともう一つ、今日、先ほども御質問があったように、基本検査の中で重点的に監視を続ける項目を三つ挙げておられたと思うのですが、基本検査というものの自体は、ほかの事業者もある一方で、重点項目が置かれているのは柏崎刈羽だけということになりますけど、その狙いについて改めてどうお考えでしょうか。

○山中委員長 新しい検査制度になって、検査官が気になる点は、いつでもどこでもアクセスができる状態にどこの事業者もなっております。ただし、やはり今回の事案も含めて、三つの点、残ったのは四つですけれども、三つの点、気になる点は、特に地元の検査官も、あるいはチーム検査官もきちっと見てくださいねという、そういう注視していただきたいところをあえて残したということでございます。

○記者 分かりました。

検査制度の仕組みで見れば、区分が今回戻ったということで、自律的な改善ができる状態だと、まさにみなしているわけですが、それでもやっぱり見なきゃいけないという理由をもう少し補足いただくと、なぜ、やはりプラスアルファが必要でしょうか。

○山中委員長 やはり、今回は核物質防護に関する違反でございましたし、それを一過性にしない取組を今後も継続していただくという意味で、その3点、残った3点のうち、重要なものについてはしっかりと検査官に見てもらおうということで、ただし書をつけた計画に入れさせていただいたということでございます。

○記者 分かりました。

これ、追加検査の議論の過程でも何度かあったと思うのですが、東京電力が過去にも再発防止策というものを様々つくって対応してきた中で、2021年に核物質防護の重大な違反が見つかったということがあって、なので再発防止策がこれまでその場限りで終わってきてしまったんじゃないかという経過があってこその一過性にしないという問題

意識だったと思うのですが、まさにその点が、この命令解除、対応区分変更でもって終わったわけじゃないという、そういうメッセージでしょうか。

○山中委員長 もちろん検査の区分は1に戻しましたし、検査の状態というのは、基本検査の状態ということに戻ったわけですがけれども、やはり取組の中での一過性にしない取組、常に改善していく姿勢を示していただく。重要な機能としては、モニタリング室というのがきちっと機能していくということを検査の中でも確認していく、あるいは監視していくという、そういうメッセージでございます。

○記者 分かりました。

やはりこれまでの議論で、先週の委員長たちとそれから東京電力の社長の面談の中でも、東京電力の弱みとか体質という言葉が出てきましたけれども、東京電力自身、やはりこれまで見てきて、委員長から御覧になって、やはりそういった改善策を一過性にしがちな体質といいますか、そういう認識なのでしょうか。

○山中委員長 もう自らお話を、東京電力の社長もそうですし、現場の幹部あるいは職員も発言されておりましたけれども、計画を立てるのは上手だけど、実行するのが苦手な会社です。それはもう本当に自分たちの弱みをきちっと分かった上で、ゼロからのスタートで、これから改善をしていってほしいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あと、今日のこの重点項目を基本検査の中で決めて見ていくという対応に関してなのですが、前の更田委員長がよく東電スペシャルという言葉を使って保安規定の審査だとか、そういったことを表現されていたのですが、まさに今回の重点項目を決めたのも、東電スペシャルの一つなのかなと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○山中委員長 検査官にこの項目は必ず見てくださいねという、1年間の計画の変更をメッセージとして伝えたわけですがけれども、やはりこれは、保安規定の中に盛り込まれた基本姿勢と同様に、東京電力が特別な会社であるという、規制委員会にとっての認識はこれまでどおりだというふうに思っています。

○記者 分かりました。そうすると、いわゆる東電スペシャルの一つにも当たるということですか。

○山中委員長 そのとおりだと思います。

○記者 分かりました。すみません、長くなって。

最後一点、これまで東京電力に対して、保安規定の審査の中で基本姿勢を見ていって、なおかつ追加検査でも非常に時間をかけていって、今回またこの重点的に見ていきますと。伴委員は、先週、補講と再試験を繰り返してようやく合格という話でしたけれども、これも何度か聞いている話で恐縮ですが、規制委員会がここまで手取り足取りやらなければ、安全を確保しきれない事業者が原子力発電所をこれからも運営していくということ自体が、果たして必要なことなのか。そこはちょっと疑問も持つのですが、その点いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、この時点で自律的な改善ができる会社であると、委員会全体で判断をしたわけで、これからは自律的に改善を進めていただくと、安全についても、核物質防護についても同様にやっていただくということでございます。改めてここから先はその検査の中で、それが遂行できているかどうかは、規制委員会がきっちりと監視していくつもりであります。

○記者 分かりました。すみません、長くて。最後一点だけ。

今回重点項目で、基本検査で見ていく三つの項目ですけども、そこで何か問題があった場合に、ほかの検査項目と同じような評価軸で見ていくのか、それとも、やはりこういった経過をたどって重点的に見て、東京電力もそれだけ重点を置いて対応していくはずの項目で仮にまた問題があったら、やはりちょっと重みとしては、ほかのポイントとは違う重みを持つと思ってよろしいのでしょうか。

○山中委員長 基本的に区分が1に戻っておりますので、基本検査のルールに沿って判断をしていくつもりであります。違反が仮にあったとしても、その違反がセキュリティ上どの程度の影響があるのかというところを判断して、例えば緑というレベルであれば、自律的に改善ができる、自主的に改善ができる状況にあるということで、規制当局が改めて介入することはありませんけれども、またそれ以上の事案が出れば、また追加検査をするということになるかも分かりませんし、その辺りは議論、結果を議論していきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

○司会 ほかにいかがですか。はい、マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。よろしくお願いいたします。

福島第一原発の事故を起こした東電スペシャルというだけではなく、柏崎刈羽原発の場合は、それ自身が2016年に液状化評価が不十分で、基準不適合だったことが発覚し、2017年2月には、免震重要棟の基準地震動の評価が隠蔽されていたことが発覚して、その5か月後に規制委員会が七つの課題を提示して、基本姿勢が出来上がっていったと認識をしています。

その3年後に、また不正ID事件が発覚し、1月に報道されるまで、規制庁長官ぐるみで隠蔽していたということが発覚したという流れで来ているのですが、委員長は、本当に適格性が東京電力にはあるとお考えでしょうか。

○山中委員長 今回、改めて許可の段階で、6年前に出した適格性を含む技術的能力がないとは言えないという判断が継続されているかどうかについて、改めて基本姿勢のところに集中して検査をしたわけでございますけれども、その検査に基づけば、その判断を変える必要はないと。委員会でも現地に直接赴きましたし、社長との意見交換も行いました。その上で、検査報告の結果について、特段の異論がございませんでしたので、平

成 29 年 12 月に出した結論というのは、現在でも維持されているというふうな判断をしております。

○記者 ないとは言えないという判断だったということなのですが、あるかないかで言った場合に、先日来、伺っていますけれども、基本姿勢のうち、正確な情報発信についてと、地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応えというようなこと、その部分だけは、今回の適格性の判断の確認対象から外してしまっているわけですが、今回も、東電の社長との意見交換の結果として、様々な組織階層間でコミュニケーションロスが起こりやすい企業体質があり、その改善に取り組むと、今日の資料にも書かれているわけですが、この二転三転、情報がいつまでも変わって、最後まで真実が分からないというような、こういった体質は、委員長、先日、広報の問題だと言っていましたけれども、これは東電そのものの体質の問題ではないでしょうか。

○山中委員長 基本姿勢の 1 について、情報発信の項目というのが盛り込まれておりますけれども、これについては検査官もそうですし、規制委員会としても安全上の項目ではないという判断をしております。この点については、前回お答えしたとおりで、その意見は変わっておりません。

○記者 安全上の問題ではないという理由でわざわざ外す理由が分からないのです。委員長は分かりますか。わざわざ外すことなのでしょうか。

○山中委員長 適格性の判断について、今回検査をしたわけですので、その点については、特にそこを見る必要はないという検査官の判断だったのだろうというふうに思います。

○記者 あと、すみません。もう一点、今日、委員長もお尋ねになっていましたけれども、実施計画違反に関して、14 件の中に、もちろん 10 月にあった事件についても含まれていない。暫定評価としか書き加えられていませんし、12 月にあったものについては、書き加えられませんでした。

その理由がよく理解できなかつたのですけれども、12 月の事案が書き込まれなかつた、一切書き込まれていない理由を委員長はどのように理解し、了解されたのでしょうか。

○山中委員長 今日、報告の中でもございましたけれども、軽微未満の判断であるという本庁の検査官の見解でございました。

私も先週、福島第一原子力発電所に行きまして、検査官とも直接、地元の検査官とも意見交換をさせていただいて、これは 12 月に起こった身体汚染の事象については、軽微未満の事象であるという意見を現場の検査官も持つておるようでございますし、私自身もそういうふうに思っております。

○記者 最後ですが、軽微未満のものも含めて、軽微も含めて 16 件あるとして、しかも今日、岩永さんは、汚染事故、被ばく事故は、複数いっぱい起きていますみたいなこともおっしゃっていました。やはりそういった小さな事故の積み重ねが最終的に大きな事故

につながるということもありますので、本当によろしいのでしょうかということをもう一度お尋ねします。

- 山中委員長 人のミスとか、あるいはトラブルというのは、これはもう本当に現場では起きることだというふうに思っております。我々規制当局としては、安全上の重要度、あるいはセキュリティ上の重要度をきちっと判断した上で対応しないといけないというのが基本的な姿勢だというふうに思っております。

軽微あるいは新しい検査制度であれば、その緑という判定が下れば、自律的な改善を事業者に促していくというのが継続的な安全性向上につながるというふうに考えておりますし、それが規制委員会の考え方だというふうに思っております。

- 記者 ごめんなさい、もう一つだけ。最後に、関西電力の美浜原発三号の LCO（運転上の制限）逸脱に関して、4 回重なっても何の処分もないのかと委員長はお尋ねになりました。何かそれに問題があるのであれば、これまでの考え方を考えさせるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

- 山中委員長 まだ4回重なっているわけではないようなので、LCO が、だから1年間で4回重なれば、白という判定になって、高浜と同じように追加検査ということになるかと思えます。

- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ハシグチさん。

- 記者 NHK のハシグチです。よろしくお願いします。

最初に、今回了承した追加検査の報告書なのですけれども、これまでも会見でも聞いたのですが、自律的な改善が見込まれるということで判断されたと思えますが、東京電力の仕組みだったりプロセスについては評価している一方で、その仕組みができてどうなったとか、実効性がどうだとかというまでは触れられていない印象なのですが、それでも追加検査を終わらせて、報告書を了承したというのはどういった判断だったのでしょうか。

- 山中委員長 最後、残った4項目について、特に一過性にしない取組、モニタリング室というのが重要な役割を持っているかと思うのですけれども、この半年間、一定程度の効果は発揮したということで、今後、継続的に改善ができる見通しだという、そういう判断を委員会でも行っております。

- 記者 その実効性が担保されるまでは見なくても大丈夫という判断でしょうか。

- 山中委員長 一定程度の実効性があるというふうな判断をしたということでございます。これはもう活動を検査官が見る、あるいは、伴委員と私が現地に行ってモニタリング室の室員、あるいは室長と意見交換をさせていただく、あるいは現場の発電所の所長がモニタリング室に対してどういうふうな考えを持っているかということ聞き取った上で、最終的に委員会として判断をした結果でございます。

- 記者 ありがとうございます。

適格性なのですけれども、適格性の判断についても、今回命令を解除する上での一つの条件だったと認識しているのですけれども、今回、細かいところなのですけど、議題1、2と分けて、命令解除する前、した後に適格性を判断したので、それはどういった意図で分けたのでしょうか。

- 山中委員長 これはもう何度もお話をさせていただいておりますけれども、核物質防護の追加検査についての結果の判断をするときに、適格性についても見ておくべきだろうということで、適格性の再確認の結果が条件ではないということでございます。並行して、やはり6年たったので見ておいたほうがいいだろうという委員会の考え方に沿って、こちらについても検査をさせていただいたということでございます。
- 記者 別に条件ではなくても、適格性も今回は並行して見て行って、今回ある程度の評価があったとしたら、それを先に見るべきではなかったのでしょうか。
- 山中委員長 これはもう本当に時期の問題もあろうかと思っておりますけれども、数か月の間、500時間・人というかなり集中的に検査を行った結果、こういう結論に至ったということで、時期的には同時期になりましたけれども、やはりその決断をするときには、同様にしておいたほうがよいだろうという委員会の決断で検査を始めた次第です。
- 記者 そうすると、時期的にはたまたま一緒だったみたいに受け取れますけど、そういうわけではないのですか。
- 山中委員長 もちろん、こういう大きな違反があって、こちらについても確認をしておいたほうがよかろうということで、保安規定の中の基本姿勢について集中的に検査をさせていただいたということでございます。
- 記者 あと、その適格性については、これまでの質問でもあったのですけれども、なかなかあやふやだったり、その判断がちょっと分かりにくいところがあるのですけれども、委員長にとっての今回判断した適格性というのは、どういうふうに定義して、どういうふうに評価されたのでしょうか。
- 山中委員長 伴委員は、精神論的なところというような表現をされておりましたけれども、私自身は、必ずしも精神論ではないというふうに思っております。七つですけれども、大別すると三つかなというふうに思っています。  
一つは、福島第一原子力発電所の廃炉はもう貫徹するのだというそういうことと、二つ目がやはり安全最優先で事業を遂行していくのだということ、三つ目が常に改善を続けて、それは社長の責任において遂行していくのだという、その3点に尽きるかなというふうに思っております、必ずしも精神論の部分だけではない、安全にとっても重要な項目が含まれているということで、改めて検査の中で見てもらったということでございます。
- 記者 そういう意味では、先週行った東京電力の社長との意見交換の中で、小早川社長がその精神論について話して、委員からもツッコミを受けるというものがありましたけ



ど、そういう意味では、社長との意見交換を踏まえた上でも、適格性については十分判断できるということでしょうか。

○山中委員長 社長との意見交換で、柏崎刈羽の発電所の現場で私ども状況を視察するとともに、職員との意見交換をさせていただきました。社長が述べられた自社の弱み、あるいは現場での認識というのは、非常によく一致しているというところ。改めて、だから弱みを認識して再スタートしたいというのが社長の決意にも表れていたかなというふうに思っておりますし、私は福島第一の廃炉をまず第一に貫徹するということが重要ですよということは、くぎを刺ささせていただきましたけれども、社長との対話の中でも十分確認できたかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

最後一点、先ほどの質問の中で、今回、お墨つきを与えたわけではないというふうにありましたけれども、今回の命令解除決定と適格性の再確認によって、もし東京電力でまた同じようなトラブル事故が起きた場合は、一義的な責任は事業者ですけれども、今回判断を行った原子力規制委員会、規制庁にも責任が問われると思いますけど、その辺りはどのように考えていますでしょうか。

○山中委員長 継続的な改善というのは、事業者がすべきことだというふうに思っておりますし、我々はその改善がきちとなされているか、あるいはどこかに欠けがないかということを確認する必要があるというふうに思っておりますので、通常の検査の中で、それをきちと規制委員会が見ていくという、そのような必要は感じております。

○司会 ほかにいかがでしょうか。はい、サイトウさん。

○記者 新潟日報のサイトウと申します。

柏崎刈羽の関連で、会合の中で、先週の日本海側での荒天を受けて、監視体制がどうだったのかという確認を、委員長御自身も確認されていたかと思うのですが、何かそういったことを聞くと、改めてその一冬越してどうだったのかというのを確認してから命令解除を判断という選択肢もあったのかなと改めて思うのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○山中委員長 何か数値的な目標を達成できたから正常な監視ができているという、そういう判断をしたわけではございませんし、正常な監視ができているという実態と体制を確認することができたので、その項目については、自律的に改善ができるという、そういう判断をしたわけでございます。

ただ、今後の検査の中でも、重点項目に上がっておりますので、先週ちょうどやはり強風の環境にあって、雪が降るという環境にもありましたので、ちょうど私が1月に現地調査に行ったときと同じ条件だったので、少し改善されたのかどうなのかというのは気になったところでございましたので、尋ねたところです。

○記者 すみません。冒頭、追加検査に3年近くかかったというところで、言ってみればほかの事業者と同じ水準に3年近くかけてようやくたどり着いたということになるのだと思うのですが、やはりそれだけ聞くと、地元としては本当に、先ほどもありましたけど、そういった事業者に運転させて大丈夫なのかという懸念があります。

ここまでの東電の対応が3年かかったというところについて、委員長はどのように感じられているでしょうか。遅かったのか、もっと早く対応できたのか、期待どおりだったのか、その点はいかがでしょうか。

○山中委員長 地元の御心配というのは、十分私も理解できるところでございます。東京電力自身で企業文化を改善していくということの難しさ、あるいは企業文化をどうやって我々が測定をしていくのか、検査の中で見ていくのかという、そういう難しさがございました。それでかなりの時間、あるいはリソースをかけたというところでございます。4,300時間・人程度の中の1,700時間・人程度は、そういう組織文化、行動観察というところを中心に検査をした次第でございます。その取組を東京電力自身ができるように、この半年間、様子を見たというところでございまして、そこも時間がかかった要因かなというふうに思っております。

○記者 その中で東電自身の改善がなかなか期待どおりにいかなかった、そういった部分というのはあったのでしょうか。

○山中委員長 やはり自律的に改善をしていくという取組の中で極めて重要なCAP（是正処置プログラム）会議、これの役割というのを、フェーズⅡの中では確認ができなかったというところと、もう一つ、一過性にしない取組として、我々が検査の中で用いた手法を彼ら自身が身につけていくというのに、やはり一定程度の時間がかかったという、フェーズⅢの期間がかかったという、そういうところだというふうに思っております。

○記者 分かりました。

あと、すみません。その適格性について、これまでもちょっと何度も聞いているのですが、追加検査の最中にも緑判定、それ以下の問題が相次いでいるということで、やはり地元からは、企業風土だとか安全文化、本当に大丈夫なのかという不安の声が上がっています。これまでも、そういった安全重要度を考えてという判断を示されているかと思うのですが、改めて今回その判断に当たって、そういった問題が相次いでいる東電の体質だとか、そういったところはどのように捉えて判断されたのか、いま一度説明をお願いします。

○山中委員長 小さなトラブルも含めて、幾つものトラブルが起きているということが地元住民に心配を与えているというところについては、十分理解はできるのですけれども、これまでもお答えをしているように、規制当局としてはやはりセキュリティ上の重要度を見て、どの程度のものかというのを判定して、それが例えば緑という判定になれば、自律的に改善できる事柄であるという、そういう判断をしたわけでございます。特にこ

の3年間で、緑については最近の事案も含めて3件でございますので、他の事業者と比べて特段多いとは思っておりません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

その点、規制当局としての判断と、なかなか立地自治体の住民との科学的な部分の判断と安心感というか、その辺の乖離がどうしてもあるのかなと思うのですが、その点は、今後、県のほうも専門家による委員会での規制委の判断を確認したいという方針を示しているのですが、その点はどのように御説明されていくのかお考えをお願いします。

○山中委員長 今回、起こった事案がセキュリティの事案、一連の事案でございますので、全部説明が皆さんにできるかどうかというのは分かりませんが、できる限り規制当局としての判断について、分かりやすい説明を地元の皆さんにもしていくつもりにしております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ウエムラさん。

○記者 共同通信のウエムラです。

先ほど、先週の日本海側の大雪についての御指摘があった質問があったと思うのですが、報告のほうでは、前回、今年の1月の不要警報の数から半分に減ったというふうな報告あったと思うのですが、これが果たして多いのか少ないのかというのが我々には分からないところであります。どのように受け止めたのかというのを教えていただきたいと思います。

○山中委員長 本当にセキュリティ上で、その件数がどうのこうのという話は、お答えをしないほうがいいかなと思うのですが、受止め自身は、前回、現地調査に行ったその1月と比べて、かなり不要警報については改善が見られますし、通常の状態であれば本当に少ない数になっているなという、そういうデータを見ての感想でございます。

○記者 先ほど質問があったように、これから厳しい冬が訪れるわけで、これから追加検査を継続するという判断にはいかないまでも、ある程度注視して見ていく必要があるのではないかなというふうに個人的には思うのですが、その点、この冬に関する規制委の対応としては、何かを考えているものってありますでしょうか。

○山中委員長 検査の重点項目として一つが正常な監視ができているかどうかというところはきちっと見てくださいということで、項目挙げておりますし、当然、そういう強風、あるいは大雪というような実働を伴うような場合の対応、あるいはそれを想定したような訓練というのを繰り返しておりますので、その様子は検査の中では確認ができて、自律的な改善ができる状況であるという、そういう判断を検査官はしていると。我々も委員会としてもそういう判断をしているところでございます。

○記者 ありがとうございます。

ちょっと別の観点で、この問題を振り返ってみますと、規制庁の報告が遅れたという問題もありまして、そこがやっぱり世間に不信感、規制委員会や規制庁に不信感を抱かせるきっかけになったのかなとも思うのですけれども、今、検査終わってみて、例えば規制庁の検査の体制であったりとか、委員会の態度であったりとか、そういったものというのを改善していく必要があるというふうにお考えでしょうか。

○山中委員長 御指摘のように、当初、事案が発生したときに、検査官の判断は緑という判断で、四半期報告でいいという、そういう判断をして規制委員会への報告というのが非常に遅くなったという、そういうことがございました。東京電力に対してリソースのかけ方が非常にセキュリティに対して脆弱であるという、そういう指摘をこれまでもずっとしてきましたけれども、発生当初、我々もやはり反省すべきところがあって、リソースの問題ですとか、あるいは委員会と規制庁とのコミュニケーションの在り方、これはこの事案以後、非常に改善されたかなというふうに思っております。これは皆さんに公開できているのは臨時会の概要しか公開できておりませんが、臨時会の頻度とか概要の内容、できる限り公表してくださいというお願いをしておりますので、頻度も内容もできる限り増やして情報共有をすると。さらに、各事務所にセキュリティの専門官を置くという、そういうリソースを増やすという、そういう努力もこの3年間で続けてまいりましたので、規制庁自身、あるいは規制委員会自身も、これを機に、核物質防護についての体制、あるいは仕組みの強化ということを努力してきたつもりです。

○記者 分かりました。

それから、先週の小早川社長の発言でもあったのですけれども、仕組みより魂を入れることのほうが大事だと。一方で、杉山委員からはですね、あまり精神論に偏り過ぎないでほしいというふうな御指摘もあったかと思えます。個人的にもその魂という精神論的な部分とモニタリング室などの仕組みのような部分のバランスが重要なのかなというふうに思うのですけれども、委員長はその点どのようにお考えですか。

○山中委員長 今回、結論といいますか、今後の対応の中で自然現象についても含めてハード、ソフトの継続的な改善ということをしてほしいという、そういうことを書かせていただきました。当然、ハードも必要ですし、そのソフトの部分、魂という表現がいいのかどうか分かりませんが、やはり企業文化を改善をしていただくと、劣化がないようにしていただくということが非常に重要なかなというふうに思っています。企業文化については、今回新たな手法を使って検査をいたしましたけれども、今後もその社会心理学的な手法、いろいろな手法があるかと思うのですけれども、そういう手法を用いて、文化の劣化、あるいは文化をどういうふう調べていったらいいのかということについては規制委員会の中でも考えていきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ワタナベさん。

○記者 東京新聞のワタナベと申します。

追加検査も含めて約3年かかってやっと命令解除になったわけなのですが、この間、委員長は東京電力という会社をどのように捉えて、どう見て、どういう会社だと率直に思われたかお聞かせください。

○山中委員長 これはもう当初からお話をさせていただきましたけど、現場力の弱さというのは常々指摘をさせていただきました。今回、社長が現場の実行力ですとか、あるいはコミュニケーション力というのが弱みである、あるいは柏崎刈羽のいろいろな職員から、計画は立てられるけども実行ができないというところに弱さがあるんだということをご自己分析されましたけれども、これは私がこれまで持っていた東京電力に対する印象と、彼らの自己分析、自分たちの弱みを見出して分析をきちっとすることができたというところはよく一致するところかなというふうに思っています。

○記者 そのような認識でいらっしゃって、今後、東京電力に求めたいこと、委員長自身が求めたいと思っていることはどのようなことでしょうか。

○山中委員長 やはり全社的なコミュニケーションがスムーズにできるような風通しの良い会社になっていただきたいというのと、やはりこれはもう1F(福島第一原子力発電所)の廃炉に欠かせないのがやはり現場力だというふうに思っておりますので、きちっと現場力を身につけていただきたいなというふうに思っています。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

ちょっと質問が重複する部分もあるのですが、検査の開始から2年9か月、約3年かかっていた解除というところで、この期間についての率直な受止めというのと、あと、約3年の検査です、その規制委、規制庁としての気づきというか、今後の同様の対応があったときに生かしたいことがあれば教えてください。

○山中委員長 やはり追加検査の時間が非常に長くかかったというのは、東京電力自身が自らの弱みというのをきちっと把握をして改善する仕組み、あるいは取組を提案してそれを実行に移すというところはかなり時間がかかったのかなというふうに思っております。その中で、先ほどもお話をいたしましたように、規制委員会としてもこの核物質防護という分野についての検査の在り方、あるいはその情報共有の在り方、あるいは規制委員会から皆さん方へ情報発信する在り方について非常に反省するべき点がありましたので、この3年間通じて改善をする努力をさせていただいたかなというふうに思っておりますし、リソース配分についても、この3年間で核物質防護については多くの改善ができたかなというふうに思っております。

○記者 規制委員会としての改善というのは、この3年間である程度、一区切りというところなのか、まだ引き続き改善しなければいけないというのも残っているのでしょうか。

○山中委員長 規制委員会としてもまだ100%十分だというふうには思っておりません、今後も改善すべきところは改善していきたいというふうに思っております。

○記者 分かりました。

これまでも長い時間をかけて検査をしてきた一方で、今日解除の決定が年末の最後の定例会というところで、ちょっとうがった見方をすれば、若干、駆け込み感というのでも否めないかなと思うのですけれども、今日の決定になったというこのタイミングについては受止めはいかがでしょうか。

○山中委員長 これはもう10月、11月の検査の報告の流れからして、規制委員会自身が現地調査をしたり、あるいは社長との意見交換をしたりということでスケジュール的にはその流れで、こういうスケジュールになったということで、たまたま時期的にはこういう時期になってしまったということでございます。

○記者 分かりました。

今日の定例会の中で、山中委員長は、これをスタートラインとして東京電力にはソフト、ハードそれぞれ継続的な改善を求めたいというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、このスタートラインという意味合いはどのような意味合いで使われたのか教えてください。

○山中委員長 これはもう常に継続的な改善を安全についても核物質防護についても行ってほしいという、区分が1に戻ったから、普通の状態に戻ったからこれ以上何もなくていいという、そういうふうに思わないでほしいというメッセージでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

マエムラさん。

○記者 読売新聞のマエムラといいます。

すみません、重複してしまうところもあるかもしれないのですけれども、その区分変更に伴うその要求事項について一応確認をさせていただきたいと思っているのですけれども、福島第一原発事故を起こしたという意味で特別な会社だということで、見るべき重点項目三つを挙げたということなののでしょうか。

○山中委員長 この重点項目を三つにつきましては、最後まで未完成で残った四つの項目のうち、重要な項目三つを挙げさせていただいております。一つが正常な監視が実現していること。もう一つは、PPCAP（核物質防護に関する是正処置プログラム）、核セキュリティについての是正処置会議が機能していること。もう一つが一過性にしない取組の中で、極めて重要なモニタリング室がきちりと機能していること。その3点を検査

官には、重点項目として見て行ってほしいという、そういうことで検査計画を変更したことでございます。

○記者 検査結果を変更したところで、あえて文書化したという明確な意味合いとしてはどういう部分ですか。

○山中委員長 これは検査官、当然残っていた4項目、重要であるということは認識されていると思いますけれども、やはり検査の中できっちりと見ていただいて、例えば四半期報告でそれはどうなりましたかというので、きちっと見た結果を答えていただけるようにしていただきたいということでの検査計画に、あえて三つの重点項目を挙げさせていただいたというところでございます。

○記者 分かりました。

あと、お墨付きを与えたわけではないということをお繰り返して何度か言われているかと思うのですが、追加検査であるとか、それから適格性判断の検査というのも本当に十分なのかというのが多分地元からの意見だとは思いますが、その辺、今回の判断というのは、委員会としても信頼に足る十分な検査ができたというふうな理解をしているのか、その辺改めて教えてください。

○山中委員長 まず、核物質防護についての追加検査については、最初にもお話をさせていただきましたけれども、慎重の上にも慎重な検査を行って、相当なりリソースを加えながら検査をしたつもりです。また、組織文化を評価するような新しい手法も導入をして、きっちり検査をしてもらったというふうに思っております。また委員、あるいは私自身が現地に赴いてヒアリング等を行うということも実施をいたしましたし、社長との意見交換も加えて、最終的には検査官の報告というのが妥当なものであるという委員会としての結論を得たということでございまして、これについては相当時間がかかりましたけれども、適切な判断ができたというふうに考えています。また、適格性についての再確認でございますけれども、これは期間的には数か月ということでございますけれども、リソースとしてやはり500時間・人程度の時間をかけておりますし、これまで6年間、保安規定定められてから検査の中でそういう項目はきっちり見てきたつもりですし、これについても平成29年の年末の判断というのが再確認できたという、そういう認識でございます。

○記者 分かりました。

最後、あと先ほどの質問にもあったのですが、スタートラインという言葉なのですが、あくまでマイナスになっていたものがゼロになって、これからが本格的なスタートだぞという、そういう意味でしょうか。

○山中委員長 メッセージとしては、やはりこれから改善をしていってくださいという、そういうメッセージでございまして、その継続的な改善というのが重要であると。あくまでも我々は自律的な改善ができる状態に各項目になりましたという判断はいたしま

したけれども、これからがスタートで、さらに改善をしていってくださいという、そういうのメッセージでございます。

○司会 ほか御質問いかがでしょうか。

ミヤジマさん。

○記者 FACTA（ファクタ）のミヤジマです。

委員長、先日、1F御視察になって、人体汚染事故の話はちょっと横におきまして、やはり10年前に委員会が希釈排水ということを言われて、それが実現した年であったと。これは私は廃炉ミスであり、大きなやっぱり坂道を登ったんだということだと思っておりますが、そこにも御覧になったと思うのですが、それどう感じになっているのかと、それから改めて来年はそれにデブリを取り出すのではないかと、これも一つの大きなテーマだと思っておりますが、現場で長くおられている小野 CDO（東京電力福島第一廃炉推進カンパニー最高責任者）とも随分議論されたと思うのですが、どんな印象を得て、来年1Fに何を期待されるかですね、その辺を伺いたいです。

○山中委員長 ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出につきましては、これも初代委員長の時代から規制委員会がずっとそうすべきであると主張してきた事柄でございます、それがようやく今年の夏実現したということで、これ重要な一つの廃炉ステップかなというふうに私自身考えております。福島第一原子力発電所の廃炉につきましては、もちろん事故調査も含めてでございますけれども、昨年来、計8回現地に私自身赴いております。1号炉から5号炉まで全ての号機に同時期に入ることができておりますし、今回も1号炉の内部に入ることができました。やはり福島の第一原子力発電所の現状、十分現場で私自身、見て理解をしながら、今後規制に取り組んでいきたいなということで、やはりこれからも頻度高く現場に入りたいというふうに思っておりますし、デブリの取り出し、まずは接触してサンプルを取り出すということがまず第一歩かと思うのですが、これ今後の取出しの方法を定める重要なヒントになるかというふうに思っておりますし、これもまた重要なステップかなというふうに思っております。

○記者 例のグリーンの構台ができたりしましてですね、それで今東電に聞きますと、年中、もう予約で満席というかですね、それぐらいやっぱり国民含めて、かなり普通の現場に近づいたと。私も行ってそういうふうに思うのですが、しかしながらあそこを通っているとやっぱり目に見えるところで、いわゆるHIC（高性能容器）、スラリーが並んでたりしますですね。タンクを片付ける本質というのは、こういうものをやっぱりそういう場所ですね、スペースを確保してしっかりやってもらおうというのが大前提だと思っておりますが、そういう意味で汚染水がなくなることでタンクを減らして敷地を増やして、するとその辺のことはですね、今後どういうふうに考えになっているか、その辺の認識を伺いたいです。



○山中委員長 やはり頻度高く行くことで、福島第一原子力発電所の変化をきちっと把握することができるというふうに感じております。これはもう東京電力にも指示をしているところでございますけれども、最初の10年間と次の10年間というのは多分違うフェーズにならなければならない。次の10年というのは、やはり、廃棄物の分析・分類・処理・処分、それから保管、こういう作業をきちっとやっていただく、スラリーもその一つですし、また高レベルの廃棄物でいいますと、スラッジもございますし、ゼオライトもございます。サイト全体のリスクを軽減していくという、これが一番大事なかなというふうに思っておりますので、次の10年は違う姿勢で、東京電力には取り組んでいただきたいという、そういう認識でございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ヤダさん先で、その後、マサノさんお待ちください。

○記者 すみません、ちょっと話題変わってしまうのですが、東海再処理施設についてお伺いしたいのですが、先週の水曜日に安全監視チームの会合がありまして、ガラス固化の作業について7年から10年程度延長するというような見直しが報告されたのですが、これについて率直に委員長の受止めをお教えいただけますか。

○山中委員長 東海再処理の廃止措置については、例外的な措置として廃液の処分ということリスク低減のために進めていただいているわけですが、やはり非常に作業が遅くなっていると。ここについては、次、早急に3号炉を動かすということでございますけれども、今後4号炉、あるいは5号炉を用意するという、資源投入をきっちりとしていただくということが必要かなというふうに思っておりますし、機会があれば、理事長等、話をしてみたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

今回、提示された計画なのですが、基本ケースと最短ケースと二つのスケジュールを報告されているわけなのですが、会合の中ではこういうふうに柔軟性を逆に持たせることで絵に描いた餅になるのではないかなというような指摘もありました。その辺りについてはどういう御見解でしょうか。

○山中委員長 昨年の夏、直接現場を視察をさせていただきましたけれども、当時の計画では予定どおり廃液の固化処理が行われるという、そういう報告でしたので、そういう理解でおったのですが、その後、マジックハンドの故障ですとか様々なトラブルが重なって今回の計画延長という提案になったかというふうに思うのですが、やはりJAEA（日本原子力研究開発機構）全体としての資源配分のありようということはきっちりと考えていただいて、廃止措置を進めていただきたいというふうに今考えているところです。

○記者 先ほど、今回のガラス固化の作業について例外的な措置としてリスク低減のために許認可の前に認めたというような言及もありましたけれども、今回、7年から10年延

びるという見直しによって、いわばリスクが長期化したというところもあると思うのですが、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○山中委員長 やはり長くなるということはそれだけリスクを長い時間、サイトで負うということになりますので、できる限りガラス固化の処理が短時間で終われるような実施計画を今後も改善して立てていってほしいというふうに思いますし、廃止措置というのはどうしても後ろ向きの作業になりがちなのですけれども、その点は十分資源を投入して進めていっていただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヤダさん、念のため、会社名お願いいたします。

○記者 失礼しました。朝日新聞のヤダです。失礼しました。

○司会 ありがとうございます。

○司会 マサノさん手を挙げていらっしゃるんですが、ほかに一度目の御質問の方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、マサノさんお願いします。

○記者 度々すみません、フリーランス、マサノです。

燃料移動禁止命令の解除のタイミングについてなのですが、先ほどもちょっと質問ありましたけれども、委員長 10 月の報告の流れでこういったスケジュールになりましたということだったのですが、その最中に起きた、しつこくてすみませんが、被ばく事件を問題とせずに、いわば惰性でこのタイミングにしてしまったということは、東電にとっては悪いメッセージになるのではないのでしょうか。

○山中委員長 トラブルというのは、これ何度も繰り返しになりますけれども、どうしても発電所、あるいは廃炉の作業を行う上で起こってしまうものであるというふうに思っております。規制当局としてはやはりその安全上の軽重をきちっと判断をして、自律的に改善ができるような事象であれば、事業者が改善をしていっていただくという、そういう継続的な安全向上というのが我々に必要なところであるし、それが福島の教訓であるというふうに思っておりますので、我々の判断としては、問題がなかったというふうに思っています。

○記者 一方ですとね、ATENA（原子力エネルギー協議会）の件の質問をさせていただきたいのですが、デジタル安全保護系のソフトウェアの共通要因故障対策について、バックフィットではなくて ATENA のガバナンスのもとで自律的に行うという件で、これ追加検査をやっている最中に、川内原発とともにですね、柏崎刈羽の 6 号機、7 号機も一緒になってこの対策どうだろうかという議論をしていたわけですよね。これ、一方で検査していますってしおらしくしておきながら実はもう再稼働を前提としたこのような対策について議論していた、ATENA の中で。これについては非常にちょっといかななものかと思うのですが、委員長の御見解をお願いします。

○山中委員長 これは柏崎刈羽の様々な安全対策についての御意見、これまでも頂戴しておりますけれども、委員会の立場としては、安全性向上に繋がるような取組については進めていただくということについては否定をしておりません。

○記者 あと2問すみません。

また、ALPS配管の洗浄と今回新しく起きた2号機のオペフロから出てきた高濃度汚染の機器の洗浄、除染で、被ばく事故が起きたことについてなのですが、純粹にこの2件についてどう思われますでしょうか。

○山中委員長 まず、10月に起きた増設ALPSでの身体汚染の事案でございますけれども、当初から実施計画違反であるという見解を述べさせていただきましたけれども、現場も見させていただいて、やはり東京電力の作業計画に甘さがあったという点と、作業管理に抜けがあったという、そういう判断をしております。一方、2号機のオペフロの作業をした作業員が退出の際に身体汚染してしまったという、そういう事案でございますけれども、これは検査官との意見交換の中で、検査官、身体汚染した職員とやり取りをしたというふうに聞いております。本人の弁によると、やはり、いわゆる退室時の不注意がそういう汚染を引き起こしたという、そういう検査官が本人からの聴き取りで、汚染自身もそれほど大きくございませぬし、本人の不注意だということで、特に違反としてはもう軽微未満の違反であるというふうに私自身は考えています。

○記者 最後ですけれども、今後も高濃度線量下で、高濃度汚染しているものの洗浄や除染ということを担わせられる下請け作業員というのが無数にいらっしゃるわけですが、その作業員の方々に、今年について、そして今後についてどのようなお言葉をかけられますでしょうか。

○山中委員長 これは東京電力にも直接意見交換のときにお話をさせていただきましたけれども、やはり協力企業、あるいは下請け企業の職員ともきっちりコミュニケーションをとって職員の意見を吸い上げて、きちっと対応をしてほしいと。そういう取組はもう既に行われているようでございまして、提案された意見と対応について、掲示をされています。福島第一のサイトに行きますと、そういうのを見ることができます。で、あまりに掲示が小さいので、きちっとそういうのが職員にも見えるようにちゃんと示してほしいということを東電にも指示いたしました。どんどん協力会社、あるいは下請け会社の人たちについては、環境改善も含めて、東電のもし至らないところがあれば声を上げていただいて、東電は真摯にそれに対応するという、そういうことを現場でもお願いした次第です。

○記者 以上です。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

○記者 度々すみません、共同通信のタシマです。

すみません、先ほど、ミスやトラブルはどうしても起きてしまうものだというので、委員長おっしゃってたのですけれども、ミスやトラブルは絶対ゼロにはならないということは理解できるし、現実そうなんでしょうけれども、だからといって、起こってもいいんだよという間違ったメッセージを送りかねないことに繋がらないかなという危惧を持っているのですけれども、委員長、その辺は改善していく中で、むしろ件数もどんどん減らしていったらほしいのか、それとも変わらなくても軽いものであれば、軽いミスであれば、容認といいますか、何かどういう感覚でいらっしゃるでしょうか。

○山中委員長 誤ったメッセージにならないように我々は情報発信していかないといけないというのは、もう御指摘のとおりだというふうに思っておりますけれども、やはり安全について言いますと、やはり安全上の重要度をきちっと判断した上で、違反の程度を判定をして、自主的に改善ができるレベルであるならば、事業者の自主的改善に委ねたいというふうに思っておりますし、これは継続的安全性の向上というのがやはり事業者にとって非常に重要な取組でございますので、規制委員会が全てに関与をして改善をさせるというのは、逆に弊害のほうが大きいというふうに思っております。トラブルはいくらでも起こってもいいという、そういう誤ったメッセージになるといけませんので、そのようにならないように繰り返し、メッセージを送りたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと最後に1点だけ。今の東電は、地元からの信用は落ちていて規制委からも1回レッドカードを食らって、そこがようやく解除されたという段階で、現在の東電は信用に足る組織だと委員長お考えでしょうか。

○山中委員長 あくまでもスタートラインであるという、そういう私は認識しております。自律的にいろいろな項目が改善できるレベルに至ったというふうな判断でございます。これからも自社の努力で改善をしていっていただくということが必要な会社だというふうに思っておりますし、当然、地元と事業者との対話は、誠実に行っていただいて、信頼を回復していただくというのが事業者にとっては必要なんだろうなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。